令和6年度

宇部市中小企業等 DX 推進事業費補助金 (DX モデル枠) 実施要領

<募集受付期間>

令和6年6月7日(金)~令和6年7月16日(火)

<受付·問合せ先>

宇部市 産業経済部 商工振興課

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8355

MAIL syoukou@city.ube.yamaguchi.jp

1 趣旨

本市では、中小企業のデジタルトランスフォーメーションに向けて、デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化等も変革していくような取組を支援します。

2 補助対象事業者

補助金の交付の対象となる事業者は、次の要件をすべて満たす中小企業者及び小規模企業者(以下「中小企業者等」という)又は中小企業者及び小規模企業者を代表者とするコンソーシアムとします。

- ※ 中小企業者…中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する事業者
- ※ 小規模企業者…中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者
- ※ コンソーシアム…複数の中小企業者及び小規模企業者、企業、大学研究機関、その他市長 が認める者で構成された、事業を共同連帯して実施する事業体
- ※ 企業…会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する株式会社、合資会社、合名 会社及び合同会社をいう
- ※ 大学等研究機関…学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校、国または公設の 試験研究機関又は独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、その他市長が 適当と認める研究機関で、自ら研究開発を実施するもの
- (1) 市内に活動拠点を有していること。
 - ※ コンソーシアムを構成する企業、大学研究機関等については、市内に活動拠点を有していることの要件は問わない。
- (2) 2年以上事業を営んでおり、今後5年以上継続して事業を営む見込みがあること。
- (3) 本市における市税の滞納がないこと。
- (4) 公序良俗に反する事業を行なう者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業)を行う者でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4 (同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)第1項に該当する者でないこと。また、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人でないこと。

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化等も変革していくような取組とします。また、交付決定日以降に着手し、当該年度の2月末日までに完了する事業とします。

4 補助率及び補助額

補助率	補助上限額
補助対象経費の 2/3 以内	4,000 千円

- ※ 千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。
- ※ 1年度あたり1交付対象者1回までとします。
- ※ DXモデル枠で交付決定を受けた場合、デジタル化枠は申請できません。

5 補助対象経費

補助対象経費は次のとおりとし、DXに向けた補助対象事業に要する経費に限ります。また、月額払い等となるものは、交付決定日の翌月から事業完了の属する月までの経費を対象とします。

また、補助対象経費に国・県その他公的機関からの補助金が充当されている事業については、当該充当額を控除した額を補助対象経費とします。

経費区分1	経費区分2	内容
人件費	従業員及び補 助員費	補助事業に直接従事した人員又はアルバイト等に要する 経費
物品費	工事費	機械装置等の製作・設置に必要な工事費並びに電気工事 に要する経費
	機械装置製作• 購入費	機械装置の製作又は購入に要する経費
	保守·委託費	機械装置の保守又に要する経費
外注費 謝金その他経費通信運搬費 使用料 その他	外注費	データ分析、ソフトウェア、設計等の請負外注に要する経費
	謝金	外部専門家等から技術的指導を受ける場合に要する経費
	通信運搬費	運搬料、宅配・郵送料等
	使用料	クラウド利用料やソフトウェア利用料
	その他	市長が必要と認める経費

- ※ 補助事業の実施に直接必要なものに限ります。
- ※ コンソーシアムにより事業を実施する場合、コンソーシアム構成員のそれぞれ補助事業の実施に必要な経費について、本補助事業の対象とします。(留意事項については、別紙1「コンソーシアムによる事業実施留意事項」を参照してください。)

ただし、補助金は対象事業の主たる部分を担う代表構成員に対して支払うものとします。

※ 人件費については、補助事業に直接従事した時間数を基に計上すること(留意事項については別紙2「人件費計上にあたっての留意事項」を参照してください。)

ただし、下記の経費については対象外とします。

- (1) 補助金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- (2) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
- (3) 電話代、インターネット利用料金等の通信費(クラウド利用費に含まれる附帯経費を除く。)

- (4) 汎用性があり、目的外使用となり得るもの(事務処理用の PC 関連、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、デジタル複合機等)
- (5) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
- (6) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- (7) 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費
- (8) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (9) 公租公課(消費税及び地方消費税等)
- (10) 補助金事業計画等の書類作成及び送付に係る費用
- (11) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- (12) 設置場所の整備工事又は基礎工事に係る費用
- (13) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
- (14) コンソーシアムにより事業を実施する場合、コンソーシアム構成員間での調達に要する経費

6 申請書の提出

(1) 次の書類を提出してください。

名称	備考	
宇部市中小企業等 DX 推進事業費補助金交付申		
請書【様式第1号】		
事業計画書【様式第1号の2 1計画内容】		
経費明細書【様式第1号の2 2経費の内訳】		
積算金額の根拠書類(見積書、価格表等)	見積金額等が記載されたもの	
※ 原則、2社以上の相見積が必要です		
人件費の根拠資料(計算資料)	該当のある場合のみ	
※ 補助事業に直接必要なものに限ります		
コンソーシアム構成員リスト	コンソーシアムで事業実施する場合のみ	
(以下についてはコンソーシアムにより事業実施する場合、コンソーシアム構成員ごと		
に提出すること)		
申請者の業種及び主たる事業がわかる資料	会社概要等	
直近2期分の決算書	貸借対照表、損益計算書のみ: PDF	
登記簿謄本又は登記事項全部証明書	発行後3ヵ月以内のもの:PDF	
※ 個人事業主の場合は住民票		
市税に滞納がないことの証明書	発行後1ヵ月以内のもの:PDF	

- ※ 必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。
- ※ 複数の事業について申請はできません。
- ※ 提出のあった申請書等は返却いたしません。
- ※ 申請に係る費用は申請者が負担するものとします。
- ※ メール提出の際に必ず開封確認をつけてください。
- (2) 提出方法 メール
- (3) 提出先 syoukou@city.ube.yamaguchi.jp

7 審査

申請書により内容を下記基準に基づき審査し、基準点を満たすもののうち、得点の高いものから予算の範囲内で採択事業者を決定します。

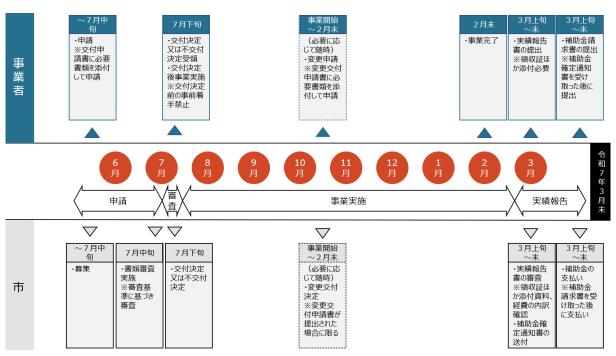
審査方法:書面審査及びプレゼンテーション審査を実施します。

(審查基準)

(田上土土)	
事業の内容に	内容
関する事項	
全体計画	本計画により将来性・継続性はあるか
	本計画により高い収益性やコスト削減が見込まれるものか
	宇部市域のモデルとなり得る先駆的、革新的な取組となっているか
	現状抱えている課題が十分に検討されているか・妥当性があるか
	現状認識・課題を踏まえた実装計画の具体性・妥当性・実現性を考慮
	し、何をすべきか明確に把握しているか
今年度の取組	全体計画を踏まえた今年度の取組の適格性・妥当性があるか
	実現性があるか
	期待される効果と指標の適格性があるか
推進体制	経営者の関与・リーダーシップ、推進体制の適格性があるか
	自社だけでなく、市内のサプライチェーンや関係取引先にも波及する共
	創の取組体制となっているか
加点項目	うべ中小企業等 DX 研究会における実施計画を策定しているか

- ※ プレゼンテーション審査については令和6年7月下旬を予定しています。
- ※ 具体的な日程や方法については申請後、お伝えします。
- ※ 審査経過に関する問い合わせには応じられません。
- ※ 審査終了後、速やかに結果を通知します。

8 スケジュール



9 留意事項(必ずお読みください)

- (1) 補助金は、補助事業完了後に実績報告書を提出していただいた後に交付しますので、補助金が支払われるまでの間、事業に係る費用を立て替えて支払う必要があります。実績報告書は、事業完了後30日以内又は令和7年2月末日のいずれか早い日までに提出してください。
- (2) 交付決定を受けた後に内容を変更しようとする場合、又は事業を中止しようとする場合は、事前に書面を提出し、承認を得てください。
- (3) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたときなど、補助金を返還していただきます。
- (4) 補助事業に係る経理書類は、補助金の交付後5年間保存してください。
- (5) 補助金申請を行っても、対象要件を満たしていない場合は、不交付となる場合があります のでご了承ください。なお、不交付となった場合でも、申請書提出時に要した諸費用や契約 解除に伴う違約金等につきましては、申請者の負担となりますので、ご了承ください。
- (6) 補助金交付に関して次に掲げるものが公表されます。
 - •補助事業者の名称及び所在地
 - •補助事業の名称及び事業概要
 - ・補助事業に係る補助金額
- (7) 補助対象事業者は、補助金を交付した日の属する翌年度から3決算期までの間、各決算期経過後4か月以内に、補助金状況報告書を提出しなければなりません。

10 担当部署

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市 産業経済部 商工振興課 TEL 0836-34-8355 メールアドレス syoukou@city.ube.yamaguchi.jp